

今回の内容

①会議情報、②ワンポイント・アドバイス、③コラム（松永委員）

会議情報

最近の、消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

第14回消費者安全調査委員会（平成25年11月15日）

○ ガス湯沸器の一酸化炭素中毒事故

ガス湯沸器の一酸化炭素中毒事故の評価書案について、事務局から部会における審議状況の報告を受けました。この事故は、消費者庁や消費者安全調査委員会創設の契機ともなった事故の一つです。

この事故については、発生から時間が経過し、その間に各種の対策も採られました。したがって、経済産業省の調査の後に採られた対策や現状などについても幅広く情報収集を行った上で、評価を行っています。ずいぶん議論は煮詰まってきたように思いますが、詰めの議論をしっかりと行いつつ、評価書を取りまとめていきたいと思えます。

○ 一般の方からいただいた「申出」事案

事務局から、類似事例、制度等の関連情報や専門委員の見解などの情報収集の結果が報告され、その内容に基づき調査委員会で検討した結果、そのうち8件については調査を行わないことになりました。残りの案件（33件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で調査委員会において判断していくこととなります。

部会の動き

○ 工学等事故調査部会（11月上旬に開催）

家庭用ヒートポンプ給湯機の事案の調査状況について専門委員から報告を受けたほか、ガス湯沸器の一酸化炭素中毒事故評価書案について議論を行いました。

☆柔軟剤の誤飲について

★柔軟剤の主成分

柔軟剤は、衣料等の繊維製品に、しなやかな肌ざわりや風合いを補うことを目的に使われるものです。

柔軟剤の主成分には、柔軟効果のある、繊維に吸着しやすい陽イオン（カチオン）界面活性剤が使用されています。

液性：弱酸性～中性

主成分：界面活性剤（普通品 4～5%、高濃度品12～15%）

（陽イオン界面活性剤：エステル型ジアルキルアミン塩、ジアルキル4級アンモニウム塩等）

★誤って飲んだ場合

【症状】

①希釈液をなめたり、一口飲んだ場合

・刺激（苦みを感じる）。

②原液または多量の希釈液を飲んだ場合

・嘔吐、胃腸への刺激、興奮、不安感、混乱がみられる。

・けいれん、筋肉の弱まり、チアノーゼが起こる可能性もある。

【毒性データ】

・急性毒性（マウス、経口投与）：LD₅₀値、5ml/kg以上

・現在のところ確認された誤飲による急死症例はない。

【家庭での応急処置】

①希釈液をなめたり、一口飲んだ場合

・毒性上ほとんど問題はないが、まず水で口をすすぐ。

・誤飲したものを薄めたり、食道や胃粘膜を保護するために、念のため、コップ一杯程度の牛乳または水、あるいは生卵を飲ませる。

・様子がいつもと違う場合、医師に相談する。

②原液または多量の希釈液を飲んだ場合

・すぐにコップ1～2杯の牛乳または水、あるいは生卵を飲ませる。

×無理に吐かせない。吐物や泡が気管に入ると肺炎を起こす可能性がある。

・嘔吐や下痢症状が激しかったり、様子がおかしい場合は医師に相談する。

（参考）

○日本石鹸洗剤工業会 <http://jsda.org/w/3goingoyou/index25.html>

○緊急の相談窓口

「公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒110番」

072-727-2499(365日 24時間対応)

029-852-9999(365日 9～21時対応)

公益財団法人日本中毒情報センター

<http://www.i-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>



（注）この参考情報は申出事案に関連した一般的な情報であり、申出内容に対する調査結果や回答ではありません。



消費者安全調査委員会
委員 松永佳世子

私は病院勤務医です。病院では「ひやり」したこと、「はっと」したことを含めて、どんなに小さなことでも医療事故につながることで及び実際に起こった医療事故は、すみやかに安全管理室へ報告し、その原因を調査し、同様の事故を防ぐために事故の内容が医療者へ公開され教育されています。

そのような医療の現場でも、事故の原因は医療の技術そのものや、医薬品、機械あるいは器械の性能や不具合より、これを使う人の「まさか？」という思い過ごしにある場合が多いのです。このヒューマンエラーは、誰にでも起こり得ます。例えば、手術する患者さんを取り違える、手術時に左右の臓器を間違うなど、「まさか？」と思う重大な事故が不幸にも起こり得ます。そこで、患者さんに名前をフルネームで言ってもらい、手術する部位を前もって皮膚ペンでマークして置くなどは安全管理の基本中の基本として実行されています。つまり安全管理には患者さん自身に参加していただくことが効果的とされています。

消費者安全調査委員会（調査委員会と略します）は、消費者安全法に基づいて、生命又は身体の被害に係わる消費者事故等の原因と、その事故による被害発生の原因を究明し、同種又は類似の事故等の再発・拡大防止や被害の軽減のために講ずべき施策又は措置について勧告又は意見具申することを任務としています。

この調査委員会が発足して1年が経過しました。この間、調査委員会では、申出のあった事故やその他の事故情報について、調査対象とするか検討し、エスカレーターからの転落死亡事故や、機械式立体駐車場の事故、そして、ガス湯沸器死亡事故等の重大な消費者事故について調査してきました。

これらの事故からは以下のような多くの学びがありました。

1. 「まさか？」と思わず、使用する人、修理する人が「もしかして！」するかもしれない行動や心理を把握し、機械の設計を行うことが事故を少なくし被害を軽くできること
2. 機械の使用方法和修理方法、してはいけないことなどを、使用する人、修理する人の立場にたって分かりやすく広報し教育することが必要であること
3. 使用する人も修理する人も「もしかして！」と考え、その使い方、修理の仕方の基本を守り機械の安全性を「まさか？」と過信しないことが大切であること
4. 機械についての事故の情報が製造経営者に速やかに伝達され、「まさか？」と考えることなく「もしかして！」と適切・迅速に対処される必要があること

「もしかして？」と考える力を養うには、事故の事例から学ぶことと、毎日「もしかして？」と考える実践が必要です。それは、機械なら設計する人、組み立てる人、販売する人、修理する人、使用する人、すべてに必要です。医薬品なら医薬品を開発する人、製造する人、販売する人、医師、患者、すべてに必要です。